

令和4年度粟国村海岸漂着物回収イベント及び処理・調査等委託業務

仕様書

1. 委託業務名

令和4年度粟国村海岸漂着物回収イベント及び処理・調査等委託業務

2. 目的

県では、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年7月15日法律第82号）（以下、「海岸漂着物処理推進法」という。）第14条に定める「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定するとともに、行政機関や地域関係者等を委員とする「沖縄県海岸漂着物対策推進協議会」（以下「県協議会」という。）を設置して、関係者間の情報共有、連携等を図りながら、海岸漂着物の回収処理、実態調査、発生抑制対策等を実施してきた。

一方、県内海岸には毎年海岸漂着物が漂着する現況にあり、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、漂着時期や海岸の向き等様々な条件を勘案しながら今後も継続して海岸漂着物対策を実施していく必要がある。

本業務では、粟国村内の筆ん崎周辺の海岸漂着物について、島外の県民の無償ボランティアを公募により募るほか、島内の住民の協力のもと回収を行い、参加者に対して品目別数量等の調査結果及び漂着物の現状等について普及啓発する。

3. 履行期間

契約締結の日から令和4年8月31日まで

4. 業務内容

(1) 海岸漂着物等の回収イベント及び発生原因に係る調査等

ア) 海岸漂着物等の回収及び発生原因に係る調査

- ・粟国村地域において漂着被害が著しく、また再漂流による被害拡大の恐れのある筆ん崎の海岸を選定し、公募により島外の県民の無償ボランティア（以下、「ボランティア」という。）及び島内地域住民等の協力を得て海岸漂着物等の回収イベントの開催及びその処理を行う。回収量は10m³程度とする。回収物はプラスチック等人工物を主とする。詳細は県と協議のうえ決定する。
- ・実施は令和4年6月～7月中旬の土日とする。

イ) ボランティアの手配・管理等

- ・ボランティアは20名程度とし、本業務の中で受託事業者により公募する。また、島内地域住民は5名程度とし、受託事業者により選定を行い、有償により回収のサポートを行う。
- ・ボランティアは泊ふ頭旅客ターミナル（とまりん）まで自費集合とし、島へのフェリー料金、島内の移動手段、1泊分の宿泊代及び食事代は本業務で負担するものとする。

- ・ボランティアは1日目の朝9:55頃のフェリーで島に渡り、翌日14:00頃のフェリーで那覇に戻り、泊ふ頭旅客ターミナル（とまりん）で解散とする。
- ・ボランティアの宿泊場所及び食事は受託事業者が確保する。
- ・島内には移動用のレンタカーが少ないことから、本島で8名乗り程度の車両を3台程度確保のうえ、当日または前日までにフェリーで島内に持ち込む。レンタカーにボランティアを乗せ、海岸まで一度で移動する。

ウ) 回収された海岸漂着物の現状に係る環境教育等

- ・回収された海岸漂着物等は、令和元年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業で実施した海岸漂着物のモニタリング調査の方法（別添1）に基づき分類を行い、品目毎に回収量の測定と生産国等の分析を実施する。加えて、粟国村内で流通する飲料缶・ペットボトルの銘柄を調査し、海岸漂着物等が陸域由来か海域由来かの考察を行う。
- ・海岸漂着物等の回収後には、上記分析及び考察に基づき、ボランティアを対象に海岸漂着物等の発生抑制対策を及び回収に係る普及啓発等の環境教育を実施する。
- ・回収されたごみの搬出状況について参加者に紹介するほか、これから島外に搬出予定のごみの現状について、参加者を集積所等に連れて現地見学を行う。

(2) 海岸漂着物の運搬・処理

沖縄本島への運搬及び処理（ボランティアは関与しない）

(3) (1) 及び (2) についての報告書の作成

5 成果物

(1) 提出物 委託業務完了報告書（回収状況の写真を含む）、精算報告書

(2) 提出部数 2部

(3) 報告書の電子データを収納した電子媒体（CD-R） 1式

(4) 提出期限 令和4年8月31日

(5) 提出場所 沖縄県環境部環境整備課

6 業務実施計画書の提出

委託契約後14日以内に業務実施計画書を沖縄県環境部環境整備課に提出すること。
また、計画を変更する場合も同様とする。

7 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

受託者は本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、沖縄県環境部環境整備課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

9 一般管理費の取り扱い

当該業務に係る一般管理費については、以下の計算方法により算出された金額の範囲内とする。

(直接人件費 + 直接経費 - 再委託費等) × 一般管理费率 (10/100 以内)

※直接経費については、旅費、使用料等の単価に既に消費税が含まれている場合は、税抜き金額で算出する。

※再委託費等は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同企業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費のうち、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除しない。

10 事業実施に係るその他事項

(1) 安全管理

回収作業員を雇用して海岸等の調査を実施する場合は、安全管理を徹底するため、沖縄県が平成 22 年度に作成した「海岸清掃マニュアル（回収事業編）」の記載内容に沿った安全管理を実施すること。

また、危険物については「海岸漂着危険物対応ガイドライン（農林水産省、国土交通省）」、医療系廃棄物については「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）」に基づいて取り扱うこと。

11 予算成立等について

本件は令和4年度の当初予算の成立及び国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金）の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。県議会で当初予算案が否決若しくは修正された場合、又は国補助金の交付決定がなされない場合若しくは減額された場合にあつては、契約の一部又は全部を締結できない場合がある。